

ID: 5395

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観重要建造物の指定の解除		
法令名 根拠条項	景観法 第27条		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第27条の規定による。 (指定の解除) 第27条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。 長門市景観条例 (景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続) 第22条 市長は、法19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 2 市長は、前項の規定により景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。 3 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。			
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	